

県国民健康保険運営方針に基づく取組みについて

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																		
①	保険料（税）収納率の目標等	第3章 2（2） ・全国平均の収納率（現年度分）の上昇ポイントを踏まえ、本県の平均収納率（現年度分）を毎年度 0.4 ポイント上昇させることを目標として市町村と調整します。 ・県は各市町村の収納率向上を図るため、収納率目標を設定・公表することとします。	<R5実施状況> ・担当職員への研修の実施 ・収納率向上対策アドバイザーの活用周知 ・適正な滞納処分の手続きを定めた「収納事務ガイドライン」の策定 <R6実施状況> ・担当職員への研修の実施 ・収納率向上対策アドバイザーの活用周知 ・適正な滞納処分の手続きを定めた「収納事務ガイドライン」の見直しの検討 【収納率の目標値・実績値】 <table><tr><td></td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td></tr><tr><td>目 標</td><td>94.55%</td><td>95.02%</td><td>95.52%</td><td>95.73%</td><td>95.40%</td></tr><tr><td>実 績</td><td>94.24%</td><td>94.64%</td><td>94.61%</td><td>94.51%</td><td>—</td></tr></table>		R2	R3	R4	R5	R6	目 標	94.55%	95.02%	95.52%	95.73%	95.40%	実 績	94.24%	94.64%	94.61%	94.51%	—
	R2	R3	R4	R5	R6																
目 標	94.55%	95.02%	95.52%	95.73%	95.40%																
実 績	94.24%	94.64%	94.61%	94.51%	—																
②	医療費等分析（見える化）ツールの活用支援事業の推進	第5章 1（1） ・県は、KDBシステム及びNDBシステムを活用し、医療費水準の地域差に関する見える化を進めます。 ・その上で、分析のための好事例の横展開の実施等、岐阜県国民健康保険団体連合会と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行います。	<R5実施状況> ・可視化ツールのデータ更新 ・市町村等対象説明会・意見交換会を開催 ・可視化ツールの有効活用に向けた市町村への技術的助言 ・市町村等対象 5 圏域別説明会・意見交換会を開催 ・個別市町村との意見交換 <R6実施状況> ・可視化ツールのデータ更新 ・市町村等対象説明会・意見交換会を開催 ・可視化ツールの有効活用に向けた市町村への技術的助言 ・市町村等対象 5 圏域別説明会・意見交換会を開催 ・個別市町村との意見交換 ・活用事例集の作成																		

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況
③	県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進	第5章 2（5） - 県は、市町村における取組の実施状況をフォローし、技術的助言を行うとともに、岐阜県医師会や岐阜県糖尿病対策推進協議会等と県内市町村の取組み状況を共有するなど連携し、市町村における円滑な取組みの実施を支援します。 <主な取組例> - 岐阜県糖尿病対策推進協議会における情報共有	<R5実施状況> - プログラム伝達講習会、推進セミナーを開催 - プログラム連携会議（地域医師会単位）を開催（※いずれも県糖尿病対策推進協議会と連携） <R6実施状況> - プログラム伝達講習会、推進セミナーを開催 - プログラム連携会議（地域医師会単位）を開催 - プログラムの改定（CKDとの連携等）（※いずれも県糖尿病対策推進協議会と連携）
④	特定健診等の効果的な市町村支援	第5章 2（1） - 県は、市町村の特定健康診査・特定保健指導の実施率向上の取組と効果的な実施のための支援を行います。 <主な取組例> - 特定健康診査・特定保健指導に関する情報の収集、提供 - 特定健康診査・特定保健指導の県民への受診啓発 - 特定健康診査・特定保健指導結果データ及び医療費分析の実施 - 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成	<R5実施状況> - 県国保ヘルスアップ支援事業において、県内市町村における特定健診等の現状を把握し、受診率等の向上を阻害する要因と課題を明らかにすることで、健康の保持増進を促進 <R6実施状況> - 県国保ヘルスアップ支援事業において、県内市町村における特定健診等の現状を把握し、受診率等の向上を阻害する要因と課題を明らかにすることで、健康の保持増進を促進

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																												
⑤	後発医薬品の使用促進	第5章 2（2） - 市町村においては、被保険者の負担軽減にも繋がる後発医薬品の使用を促進することが必要であると考えています。 <主な取組例> - 後発医薬品を使用した場合の自己負担差額通知の実施 - 後発医薬品希望カード・シールの配布 - 被保険者に対するリフィル処方箋の周知・啓発	<R5実施状況> - 後発医薬品安心使用セミナーの開催 - 保険者協議会による医療機関個別訪問 - 保険者協議会による医療機関個別訪問 （※いずれも県後発医薬品安心使用促進協議会・県保険者協議会と連携） <R6実施状況> - 後発医薬品安心使用セミナーの開催 - 後発医薬品に係る安心使用の普及等を図るための講習会の開催 - 保険者協議会による医療機関個別訪問 （※いずれも県後発医薬品安心使用促進協議会・県保険者協議会と連携） 【後発医薬品使用率（県全体・国保平均）】 H30.9月～R6.3月診療分 <table><tr><td></td><td>H30.9</td><td>H31.3</td><td>R1.9</td><td>R2.3</td><td>R2.9</td><td>R3.3</td></tr><tr><td>実績</td><td>70.4%</td><td>72.3%</td><td>72.3%</td><td>75.1%</td><td>76.1%</td><td>77.4%</td></tr><tr><td></td><td>R3.9</td><td>R4.3</td><td>R4.9</td><td>R5.3</td><td>R5.9</td><td>R6.3</td></tr><tr><td>実績</td><td>77.3%</td><td>77.6%</td><td>77.9%</td><td>79.1%</td><td>80.2%</td><td>81.5%</td></tr></table>		H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3	実績	70.4%	72.3%	72.3%	75.1%	76.1%	77.4%		R3.9	R4.3	R4.9	R5.3	R5.9	R6.3	実績	77.3%	77.6%	77.9%	79.1%	80.2%	81.5%
	H30.9	H31.3	R1.9	R2.3	R2.9	R3.3																									
実績	70.4%	72.3%	72.3%	75.1%	76.1%	77.4%																									
	R3.9	R4.3	R4.9	R5.3	R5.9	R6.3																									
実績	77.3%	77.6%	77.9%	79.1%	80.2%	81.5%																									
⑥	事務の標準化・統一化	第6章 - 市町村の事務の実施方法、基準等の標準化・統一化について、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会は、引き続き協議を行います。 <主な取組例> - 被保険者の資格管理に関する業務の標準化 - 資格確認書交付等に関する事務の処理基準の標準化	<R5実施状況> ○標準事務処理マニュアルの作成の継続 ○収納事務ガイドラインの見直しの検討 ○県繰入金（2号分）の交付メニューの検討 ・各メニューへの配分額の見直しの検討 ○後発医薬品の差額通知の対象条件の見直し（決定）																												

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																																				
		・保険料（税）の減免基準、一部負担金の減免・徴収猶予基準の標準化 ・滞納整理方法の標準化 ・市町村間の異動に伴った過誤調整の標準化 ・療養費、海外療養費支給業務の標準化 ・市町村への事務処理標準システムの導入	<R6実施状況> ○標準事務処理マニュアルの作成の継続 ○収納事務ガイドラインの見直しの検討 ○県繰入金（2号分）の交付メニューの検討 ・各メニューへの配分額の見直しの検討 ○資格確認書基本様式の提示、資格確認書の取扱い等に係る暫定マニュアルの作成																																				
⑦	保険者努力支援制度	第5章 ・令和5年度までに、保険者努力支援交付金（県分）のすべての評価指標が全国平均並み以上になることを目指して取り組んできた結果、評価点数は向上し、全国平均並みにはなったものの、全国平均に至っていない指標もあります。 ・今後は、医療費の適正化に対する市町村の取組を一層促進するために、県繰入金（2号分）の活用による、より効果的なインセンティブの方策について引き続き検討することとします。	<R5実施状況> ・市町村提出書類のチェック及びアドバイス等の支援の継続 ・事業費連動分の取組強化に向けた県事業の充実及び市町村事業支援 <R6実施状況> ・市町村提出書類のチェック及びアドバイス等の支援の継続 ・事業費連動分の取組強化に向けた県事業の充実及び市町村事業支援 【交付額】 県分及び市町村分の獲得金額（取組評価分）単位：億円 <table><tr><td></td><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>県</td><td>6.5</td><td>7.1</td><td>7.4</td><td>11.4</td><td>9.5</td><td>9.8</td><td>8.1</td><td>11.4</td></tr><tr><td>市町村</td><td>7.6</td><td>8.4</td><td>8.6</td><td>8.9</td><td>8.2</td><td>8.5</td><td>8.5</td><td>6.5</td></tr><tr><td>合計</td><td>14.1</td><td>15.6</td><td>16.0</td><td>20.3</td><td>17.8</td><td>18.3</td><td>16.6</td><td>17.9</td></tr></table> ※令和7年度は交付予定額		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	県	6.5	7.1	7.4	11.4	9.5	9.8	8.1	11.4	市町村	7.6	8.4	8.6	8.9	8.2	8.5	8.5	6.5	合計	14.1	15.6	16.0	20.3	17.8	18.3	16.6	17.9
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7																															
県	6.5	7.1	7.4	11.4	9.5	9.8	8.1	11.4																															
市町村	7.6	8.4	8.6	8.9	8.2	8.5	8.5	6.5																															
合計	14.1	15.6	16.0	20.3	17.8	18.3	16.6	17.9																															

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況
⑧	後期高齢者医療制度 又は介護保険制度と 連携した保健事業の 実施	第7章 県は、当方針と県が定める保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策を定める諸計画との整合性を保ち、関係機関との連携を図ります。	<R5実施状況> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（R2.4.1 施行）の推進に関する取組み - 関係機関の会議：2回 - 市町村との意見交換会（グループ毎）（4回）に出席 - 市町村への個別ヒアリング（市町村訪問事業）に出席（8回） - 研修会に出席（3回） <R6実施状況> ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（R2.4.1 施行）の推進に関する取組み - 関係機関の会議：3回 - 市町村との意見交換会（グループ毎）（2回）に出席 - 市町村への個別ヒアリング（市町村訪問事業）に出席（11回） - 研修会に出席（2回）
⑨	県国民健康保険連携 会議の運営	第8章 - 県は、国民健康保険事業を安定的に運営していくため、県、市町村及び岐阜県国民健康保険団体連合会の協議の場として連携会議を設置します。 - 県は、当方針に関する事項について、必要に応じて連携会議を開催し、市町村等との情報共有及び意見調整等を図ります。	<R5実施状況> - 県国民健康保険運営方針は、合同部会において見直しの素案を作成し、市町村等の意見を踏まえさらに改定を加えた。 - 医療費指数反映係数（α）引下げの実務的な事項を決定し、保険料水準統一の手順・工程表をリニューアルした。 - 標準事務処理マニュアルについては令和5年度分の項目を作成し、後発医薬品の差額通知については対象条件の見直しを行った。 <R6実施状況> - 統一難易度の低い5項目の令和7年度からの統一に合意した。 - 高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業費負担金の令和11年度からの統一に合意した。 - 保険料水準統一の工程表詳細版を作成した。 - 標準事務処理マニュアルについては令和5年度分の項目を作成し、後発医薬品の差額通知については対象条件の見直しを行った。

番号	項 目	運営方針の内容（抜粋）	取組状況																				
⑩	保険料水準の統一	第2章4 - 県単位化という制度改正の趣旨に鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を超えて支えあう医療保険制度を構築していく観点から、将来的な保険料水準の県内統一を目指します。 <主な取組例> - 令和6年度から統一に向けた市町村納付金の算定方法として、医療費指数反映係数（α）の段階的引下げを行い、医療費水準の格差の反映を縮小していきます。 - 統一に向けた検討を進めます。	<R5実施状況> - 医療費指数反映係数（α）引下げの実務的な事項を決定し、保険料水準統一の手順・工程表をリニューアルした。（再掲） <R6実施状況> - 医療費指数反映係数（α）を引下げ、医療費水準の格差の反映を縮小した。 αの引下げにより納付金が増加する市町村にインセンティブ（特別交付金）を交付した。（28市町村、総額約1.4億円） - 統一難易度の低い5項目の令和7年度からの統一に合意した。（再掲） - 高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業費負担金の令和11年度からの統一に合意した。（再掲） - 保険料水準統一の工程表詳細版を作成した。（再掲） 【医療費指数反映係数（α）引下げ】 <table><tr><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td><td>R8</td><td>R9</td><td>R10</td><td>R11</td></tr><tr><td>1</td><td>0.833</td><td>0.667</td><td>0.500</td><td>0.333</td><td>0.167</td><td>0</td></tr></table>							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	1	0.833	0.667	0.500	0.333	0.167	0
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11																	
1	0.833	0.667	0.500	0.333	0.167	0																	